

## 申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	医療法人の設立認可
概 要	<p>運営する施設・事業が大阪市域を越えず、主たる事務所を大阪市内とする医療法人を設立しようとする場合には、必要的記載事項(医療法第44条第2項)を記載した定款を定めたうえで、厚生労働省令で定める手続きに従い、大阪市保健所長の認可を受ける必要があります。</p> <p>設立認可申請書が提出されると、大阪市保健所長は大阪府医療審議会へ諮問し、その結果に基づいて設立認可の可否を決定します。</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第44条第1項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)による。
標準処理期間	120日 (ただし、本件は年2回開催される大阪府医療審議会に諮り意見を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。)
経由日数	なし
提出先	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ
提出時期	年2回 (大阪府医療審議会の開催日程により提出時期が変動します。)
提出方法	<p>医療法人設立認可申請書及び添付書類を、医科診療所の提出先は大阪府医師会経理課、歯科診療所の提出先は大阪府歯科医師会に提出してください。</p> <p>なお、病院を運営する場合は、健康局保健所保健医療対策課が提出窓口となります。</p>
手数料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html</a>
備 考	